

請願審査に係る発言申し出議員の 運営委員会での発言方法について

1 発言を許可する者

中山大輔議員（民主党）

小幡正雄議員（民ヨコ）

2 会議規則の規定

横浜市会会議規則第76条第2項の規定により、発言の申し出があった2名の発言を許可

（委員でない議員の発言）

第76条

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

3 実施日時

平成19年12月20日（木）午後2時

4 実施方法

- ・ 発言の順番は申し出があった順とし、①中山議員、②小幡議員の順とする。
- ・ 発言は発言者ごとに行い、同席は認めない扱いとする。
- ・ 発言者の発言の後、発言者に対する質疑を行うこととする。
- ・ 発言者の発言時間は、1人あたり10分を上限として行うこととする。
- ・ 質疑時間は会派ごとに、答弁時間を含め1会派あたり10分程度とする。

5 その他

- ・ 発言者席は委員長席正面の当局説明員席付近に設置する。
- ・ 当局説明員の出席は求めない。